広報あしや

昭和49年 6月20日 第322号 発行所 芦屋市精道町7－6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可（定価2円）

芦屋市の人口と面積

—6月1日推計人口—

人口総数	75,820	世帯数	22,430
男	36,345	面積	16.07km²
女	39,475		

▷芦屋市民憲章◁

わたくしたち芦屋市民は

■文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう
■自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう
■青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう
■健康で明るく幸福なまちをつくりましょう
■災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう

日本脳炎予防対策 蚊・ハエ退治のため 夜間に粉剤を散布

ことしも日本脳炎の予防対策として、蚊とハエを退治するため、市内をA（国鉄以北）・B（国鉄以南）・奥池の三地区にわけ、下表の日程で夜間の粉剤散布を実施します。

散布時間は午後十時に開始し、翌日の午前三時に終了しますが、奥池地区のみ午後一時三十分から三時までの昼間に散布します。

散布する薬は人畜無害ですが、できるだけ次のことにご協力願います。▽薬をまいているときは窓をしめて外に出ないようにしてください。▽洗たく物、食べ物などは家の中に入れるか、ふたをしてください。▽自動車の路上駐車はご遠慮ください。▽粉剤散布は散布車から空に向かって打ち上げますので、散布作業が通過してからしばらくして粉剤が降下しますからご注意下さい。▼散布当日は広報車でお知らせします。▼雨の場合は、その翌週の月曜日に順延します。なお、八月十九日（月）のみ雨の場合は二十日（火）に順延します。

地区	奥池地区	A地区（国鉄以北）	B地区（国鉄以南）
散布時間	午後1時30分～午後3時	午後10時～翌日午前3時	午後10時～翌日午前3時
1回目	6月28日（金）	6月28日（金）	7月5日（金）
2回目	7月12日（金）	7月12日（金）	7月19日（金）
3回目	7月26日（金）	7月26日（金）	8月2日（金）
4回目	8月9日（金）	8月9日（金）	8月19日（月）
5回目	8月23日（金）	8月23日（金）	8月30日（金）

共同購入・不用品交換会の開催に助成金 消費者団体を育成

芦屋市では、消費者のグループ活動をより活発にし、それをとおして市民の消費生活の安定と向上をはかるため、消費者のグループが行なう共同購入、不用品交換会に助成をすることになりました。

助成の対象となるのは、自治会婦人会、その他住民によって組織された団体が、あらかじめきめられた食料、衣料、日用品雑貨および学用品を一括購入し、一般市民または会員で分配するとき、あるいは、一般市民または会員を対象として不用品交換会を行なうときで、その運賃、通信費などの経費を助成しようというものです。

くわしいことのお問い合わせは市経済課生活係（電話㉛二二二内線二三六）まで。

消費者メモ

★輸入肉販売 七月一日（月）十五日（月）。会場および時間は次のとおり。

▽松ノ内公園…午前十時～十時三十分▽川西公園…午前十時四十分～十一時二十分▽宮塚公園…午前十一時三十分～正午▽呉川公園…午後一時～一時三十分▽阪神打出駅北側…午後二時～二時三十分▽大東公園東側…午後三時～三時三十分。

就業構造基本調査

総理府統計局では、七月一日現在で就業構造基本調査を行ないます。この調査は統計法に基づく指定統計調査で、昭和三十一年から三年ごとに行なっており、今回で七回目になります。

対象者は国が指定する調査区内の世帯のうち、一定の方法に基づいて抽出された世帯にふだん住んでいる十五才以上の人で、これらの人たちの就業、不就業について調査し、国民の就業状態に関する基本的構造を明きらかにして、雇用対策をはじめとする各種の経済計画の基礎資料を得ることを目的としています。

六月下旬に、兵庫県知事から任命を受けた調査員が、抽出世帯にうかがいますのでご協力をお願いします。

国保料の一割をお返しします

一年間（昭和四十八年四月一日～四十九年三月三十一日）お医者さんにかかっておられないで、かつ国民健康保険の保険料を各納期内に完納されている国保世帯に、年間保険料の十パーセントに相当する報奨金をお渡しします。

この報奨金は無給付完納報奨金といって、日ごろから健康に注意していただいたこと、また国保料の自主納付にご協力いただいたことに感謝し、これからもみなさんが健康であられることを奨励する気持ちをこめたものです。

該当世帯へのご通知は、七月初めにお送りする昭和四十九年度国保料納額通知書に同封しますので、お手数ですが通知書とはんとをお持ちのうえ七月三十一日（水）までに市保険年金課保険係へおこしください。

なお、該当すると思われるかたで、もし通知書がない場合には、保険係へご連絡ください。

医療費受給者証の切り替え

現在ご使用いただいている老人医療費受給者証（㊋＝ピンク）と障害者医療費受給者証（㊙＝ピンク）は、有効期間が六月三十日になっていますが、自動的に七月三十一日まで延長されそのままお使いいただけます。ただし八月一日からは使えなくなりますので、七月末までに受給者証と、はんこ、健康保険証を持って、市保険年金課医療保障係へおこしください。

また、乳児医療費受給者証をお持ちのかたで、有効期間が六月末日になっているかた（ただし六月末日現在で満一才になった人は除く）も、七月末日に延長されます。該当者には追ってご通知します。

老令特別給付金の請求

明治三十七年一月一日から明治三十九年四月一日までの間に生まれたかたで、次のすべての要件に該当されるかたは市保険年金課で手続きをおすませください。

①日本国籍を有し、国内に住所のあるかた。②配偶者、扶養義務者の四十八年中の所得が限度額以内のとき（例…扶養親族五人のとき必要経費控除後の所得金額六百十七万五百円、他に計算の特例があります）。③該当本人の四十八年中の所得が限度額以内のとき（例…扶養親族一人のとき必要経費控除後の所得金額五十九万八千円、他に計算の特例があります）④恩給、厚生年金、公務員の年金等を年額十万円以上受けていないとき。

手続きの際に必要なものは、①はんこ。②恩給、年金等を受けておられるかたは年金証書またはその写し。なお、すでに七十才を過ぎておられるかたは老令福祉年金の受給権がありますので、手続きもれのかたは手続きをお急ぎください。要件および手続きの方法は老令特別給付金の場合と同様です

国民年金のかけ金免除

国民年金に加入されているかたで、かけ金の納め忘れがありますと将来老令年金を受けられないことがあります。経済的な事情などでかけ金を納めるのが困難なかたは、かけ金が免除されますので、至急手続きをすませてください。かけ金を免除された期間分の年金額は、一般の三分の一になりますが、かけ金の追納をしますと満額の年金を受けることができます。

くわしくは市保険年金課へ。

国の児童手当

次の要件に該当しているかたはすぐに市保険年金課で手続きしてください。①日本国民で国内に住所があること。②義務教育終了前の児童を含む十八才未満の児童を三人以上養育していること。③所得が一定の基準額に満たないこと（例…扶養親族が四人のときであれば四十八年中の必要経費控除後の所得一百四十八万千六百二十五円）。手続きの際は、次のものをご持参ください。①はんこ。②請求者が加入している年金等の被保険者証書。③口座振込を希望されるかたは、請求者名義の口座番号（市内の銀行）。なお、公務員と三公社にお勤めのかたは勤務先にご請求ください。また手当受給中のかたで算定基礎児童が増加するかたは、改定請求の手続きをしてください。

芦屋下水処理場の水質試験結果

芦屋下水処理場は、7月1日から活性汚泥処理による供用を開始する予定です。

通水以降、約1か月で放流水もやや安定してきました。現在、放流水に金魚、コイ、フナを放していますが、元気に育っています。

【水質試験採水時間は各午前10時】

項目＼採水日	5月9日		5月20日		活性汚泥法による基準	簡易処理による基準
天候	雨		くもり			
気温（℃）	24.9		26.0			
水温（℃）	流入水	処理水	流入水	処理水		
	18.2	18.3	18.6	18.5		
水素イオン濃度 PH	7.2	7.4	7.2	7.5	5.8～8.6	5.8～8.6
BOD_5（mg／ℓ）	94	25	149	7.4	20以下	120以下
S・S（mg／ℓ）	148	34	94	18	70以下	150以下
大腸菌群（コ／mℓ）	10万以上	0	44,000	1,900	3,000以下	3,000以下
備考	前日夜より雨 前々日 晴		前日 曇 前々日 晴			

夏期大学を開催

テーマ「現代における人権の問題」

市教育委員会の主催で第十七回芦屋夏期大学を開きます。どうぞご参加ください。日程は下表のとおりです。

とき…【あさの部】七月二十四日・二十五日・三十一日・八月一日（四日間）【よるの部】七月二十四日・二十五日・三十一日（三日間）

ところ…ルナ・ホール

講師・演題…【あさの部】▽講演①「底辺に生きた女性たちのこと」「女性史研究者 山崎朋子氏▽講演②「子どもの教育権—発達と学習の権利について」関西大学文学部教授 海老原治善氏▽講演③「障害児の学校教育」県立神戸ロウ学校教諭 松尾泰三氏・田中圭子氏▽講演④「現在の社会での障害者のおかれている位置と障害者解放の運動について」県立神戸ロウ学校教諭 有賀美晴氏・同校育友会副会長 貴村初恵氏。【よるの部】▽講演⑤「人間の生活と基本的人権」東洋大学教授・都立大学名誉教授 磯村英一氏▽講演⑥「差別の現実、差別とのたたかい」朝日新聞社大阪本社編集局次長 平野一郎氏▽講演⑦「環境権について」弁護士 仁藤一氏

対象…芦屋市民および近隣都市住民

受講料…無料

定員…あさの部、よるの部それぞれ七百名

申し込み期間…六月二十六日（水）～七月十九日（金）

申し込み方法…①はがきで郵送（あさの部よるの部の区別と氏名住所、電話番号を明記のこと）、または②公民館へご来館ください

申し込み先…市立公民館夏期大学係（業平町八番二十四号、電話㉛四九九六）

なお、あさの部、よるの部の両方受講することもできますので、ご希望のかたは申し込み時に明記願います。受け付けは申し込み順で、受講券は申し込み者あてに郵送します（来館分は、申し込み時にお渡しします）。

	あさの部			よるの部		
7月24日（水）	9：15～9：40 受付	9：40～10：00 開講式	10：00～11：30 講演①	18：00～18：40 受付	18：40～19：00 開講式	19：00～20：30 講演⑤
7月25日（木）	9：15～10：00 受付	10：00～11：30 講演②		18：00～19：00 受付	19：00～20：30 講演⑥	
7月31日（水）	9：15～10：00 受付	10：00～12：00 講演③		18：00～19：00 受付	19：00～20：30 講演⑦	
8月1日（木）	9：15～10：00 受付	10：00～12：00 講演④				

森林再生の基盤

成熟した自然の包容力を…

グリーンポイント

森林は、老木林と成長林が主体となり、その下で幼木林が、老木の往生をとげたあとを引き継ぐ姿で〝ズタンバイ〟しています。このように自然環境下の植生は、滅びるものがあればその場所をおおい次代が育つ「天然更新」を続けています。その栄養源は朽木・落枝・落葉などの自分の作った有機物を土に返し、これを土の中の微生物などが無機化して再び樹木は、この養分を自分の成長に役立てつつ極相に到達します。

極相とは、森林が最も安定した自然の姿、クライマックス（極相）に達していることに由来し、想像もつかぬ程の動植物をかかえこむ包容力を持つといわれ、その一例には、きれいに植樹された単純林では病虫害による破壊などをしばしば見かけるのに対し、極相林では害虫とその害虫をえさとする小動物間の調和がみごとに保たれています。

山火事などで破壊された自然を、人間の干渉もなく放置すれば、最初に芝が生え、しばらくするとススキやササ類に植生は変わり、五～六年で低木が育ち始めます。この再生過程をたどる草木が潜在植生といわれ、私たちの近辺では常緑のシイとかタブノキといった照葉樹林に成り得る気象・土壌条件を持っているといわれています。

わが国の自然土壌は元来酸性であるべきはずのものですが、最近は都市化土壌といわれるアルカリ化傾向が進んでいるそうです。これは道路舗装やビルラッシュによるセメントに起因するところが大きく、土壌がアルカリ化すると植物の生育に必要なマンガン銅などの無機養分が水に溶けにくい形に変化してしまうため、植物は吸収できず養分欠乏を起こして衰弱し、場合によっては枯死してしまうそうです。

土は食糧生産の場であるとともに、大地の清掃者である微生物の生息の場でもあるのです。ところが都市化土壌は、土中の微生物相のバランスをくずし、結局は植物の成長不良や有害細菌を繁殖させ、人間の生存環境全体をもおびやかしかねない問題となるわけです。

このような都市化土壌をわが国本来の自然土壌に回復する手段は都市緑化の推進以外になくみなさんのご家庭の庭木もせんだっては最小限にとどめ、落枝・落葉はなるべく土に還元させたいものです。

同和問題はみんなの問題

疑問、質問に答えて

「同和問題をみんなのものに」と題して、今日まで広報、冊子などをとおして同和問題について基本的事項、同和対策の内容をお知らせしてきました。市民のみなさんがたの中には、同和問題の解決は、当然行政の責任として実施するとともに、市民の連帯の問題として考え早急に解決しなければならないとして実践活動に積極的に取組んでいただいているかたがたもあります。しかし、反面、同和問題について疑問をおもちの方に対して、その疑問を解くためと、初めてのかたがたに対して認識していただくために問答形式によってお知らせするために編集しました。

部落差別は現存する

いまどき部落差別などあるのですか

たしかに「もう部落差別なんてないのではないか」という言葉をしばしば耳にします。また、同和問題に一応の認識をもっている人たちのなかにも、そんなに深刻な問題であるとは考えていない人が少なくありません。ほんとうにそうでしょうか。残念なことに、今日もなお、部落差別によって自らの生命を断つ例があとをたたないという冷酷な現実があります。

総理府が昨年（昭和四十八年）十二月四日に発表した「同和対策白書」によると、昭和四十七年度中に全国の法務局で取り扱かった差別事件は、実に三万千六百八件にのぼっています。最近、京阪神に起きた差別事件の残酷な実態の一例をあげてみたいと思います。

〈尼崎差別事件〉

部落差別のために死んでいった同和地区のひとびとはたくさんいます。また、その一方で、差別者が「死」に追いやられるケースもまれではありますが起っています。

昨年（昭和四十八年）四月、尼崎市で起った殺人事件です。

事件の加害者N君（二十六才）は、広島県の同和地区出身であり、子どものころから差別に苦しみながら育ってきました。中学を卒業すると、同和地区出身であることが知れることを防ぐために大阪へ就職しました。しかし、職場でもあいついで差別を受け、職場を変えること十回に及んでいます。事件の起る数か月前に、尼崎市に変わり鉄筋工として働いていました。被害者のMさんは、N君と同郷の出身でしたが、同和地区出身ではなく、強い差別意識をもっていました。しかし、表面上はそれをおくびにも出さないで、二人は同郷ということで親しく交際していました。

事件の起った日、二人は、もう一人の友人とともに酒をのんでいました。ところがMさんが酒の量を増すにつれて酔いが激しくなって「いまから和歌山に行こう」と友人の自動車を走らせて行くことをくどくいだしました。ところが、N君が「もう夜もふけ、遅いし友人に気の毒だから、日を改めて行ったら」とMさんをなだめました。ところが、Mさんは、「この○○が一人前に先輩のおれに説教するのか」といいN君との間に口論になり、N君に差別発言をあびせたうえ、なぐりかかりました。友人が二人の間にはいり、その場をおさめ二人をそれぞれの下宿に送り届けました。N君は、友人の手前その場はじっとこらえましたが「○○」という侮辱に耐えきれず、再びMさんのところへ引き返し、Mさんに謝罪を求めましたが、Mさんは謝罪するどころか逆に「よう○○が一人前にかかってくるのか」とば倒し、あまつさえ暴力に及んだのでした。N君も忍耐の限度をこえ、激怒して包丁で腹部等を突き刺し、警察に自首しました。しかし、Mさんはこのため出血多量で死亡しました。この事件は、部落差別が根本の原因です。差別者Mさんが被害者となり、被差別者のN君が加害者となったわけです。同和地区の人びとを差別する意識が、表面的なくても、何かの動機（この場合、酒、アルコールによって）部落を差別するという潜在意識が言語となって侮蔑するという事態が出現したのです。

この事件は、部落差別が生んだ「相克の悲劇」であります。また、差別がなくならないかぎり差別に苦しむのは同和地区の人びとだけでなく、同和地区外の人たちも差別から自由でありえないことを示しています。

この事件は、新聞報道されました。その記事を読まれた方のなかには、傷害事件を起したのは同和地区の人だ。同和地区の人は恐ろしい、相手になったらいかんと思われた人たちがおられると思います。同和地区のひとびとは、わけもなく暴力、傷害に及んだわけではありません。同和地区および同和地区のひとびとに対して、この事件のように侮蔑し、部落差別をし、あまつさえ暴力をふるう行動に対して忍耐の限度をこえた部落差別を言動によって行なったからであります。ただ、はっきりしておきたいことは、部落差別をしたから、暴力に及ぶことはいいことではありません。部落解放運動は、暴力を否定しています。解放運動は「人を差別しないと同時に、自分もまた差別されない」民主的な人間づくり、すなわち、人間変革を求め、人類最高の人間完成に向って運動を展開しています。

〈マスコミ差別事件〉

マスコミの差別事件が、いっこうにあとを断ちません。

昨年だけでも、在阪各テレビ局、東京のテレビ局、新聞社、雑誌社などがあいついで差別事件をおこし、部落差別を押しひろげることに加わっています。そのひとつの例として、歌謡番組の司会者としてラジオ、テレビにほとんど毎日登場するH氏が、昨年七月に某テレビ製作の「三時のあなた」という番組で「芸能界を斬る」というテーマに出演して、差別発言をしたというケースをとりあげてみます。

H氏は、ゲストとして出演し、司会者と次のようなやりとりをしました。

司会　お子さまが、もし歌手になりたいといえば、どうしますか。

H氏　大反対します。この世界へはいれたくないですね。

司会　どうしてですか。

H氏　そりゃ、だってもっとすばらしい世界がありますよ……。そりゃ、やっぱり特殊部落ですよ。芸能界ってのは。

H氏は、差別用語である「特殊部落」という言葉をなんのためらいもなく使っていることです。この「特殊部落」ということばは、近代になってつくられた差別用語の代表的なものです。

明治の中ごろをすぎる三十年代に、岡山県下の備作平民会をはじめ、同和地区の中から自主的な部落改善運動がおこってきました。この運動は、同和地区の有産者によって指導された改良主義的な融和運動でした。政府は、この融和運動に着目し、差別に対する同和地区のひとびとの不満を緩和する目的で部落改善事業を計画し、明治四十年に全国的な部落調査を始めました。

政府が融和政策に乗り出した背景には、つぎのような事情がありました。自由民権運動がいったん退潮したあと、とくに日露戦争前後に地主や資本家に対する反権力的反体制運動が起ってきました。初期の社会主義運動、とくに無政府主義運動が芽ばえてきました。政府は、同和地区の改善運動が融和主義を越えて、これらの無政府主義運動の反体制運動と結びつくのを警戒したのです。

こういう情勢のうちに、政府が同和地区に対して使った用語がこの「特殊部落」という表現でした。このことばは、同和地区が一般の国民とどこか違ったえたいの知れぬ、一般社会とはまともにつきあえない「特殊」な集団であるかのような、言いかえれば、一つには、部落が何か他と違う特別の血筋の卑しいものであるかのようにとらえさせ、二つには、農民や労働者や市民とも違う、まったく異質な集団であるかの印象をまき散らすものでした。それは、労働者や農民にたいし、同和地区といっしょになって反権力的な運動などをすると、世間から同和地区と同類にみなされるのだとお差別事件があとを断たないという現実が端的に示しています。

先に述べたように、昭和四十七年度中に全国の法務局で取り扱かった差別事件は、三万千六百八件にも及んでいるのです。

「そっとしておけばよい、という考え方がもし正しければ、このようなことはあり得ないはずです。「明治百年」も過ぎた今日では、もう差別はなくなっていて当然といえます。この点をまずしっかりと押えていただきたいと思います。

第一の誤りは、自分が同和地区出身であることを「隠し通せるならば、死ぬまで隠し通したい」と願って故郷を出て、職場を転々と変えた尼崎差別事件のN君にもみられます。「寝ている子どもは起こすな」では絶対に部落差別はなくならないことを示しています。同和問題を正しく認識し、差別に対して立ち上っていくことこそが、差別をなくする道なのです。このためには、全部の子どもが幼児から十分な正しい同和教育をする必要があるわけです。

第二に、差別観念は単に個人的な偏見やものの考え方によるものだけではなく、社会全般の意識としてあたりまえのように存在しているのです。だから「差別観念は決して寝てはいない」ということです。したがって「寝た子を起すな」ということがもっとも不可能なことなのです。

第三に　差別観念を生み出している実態。同和地区の悪循環、貧困生活が存在するかぎり差別観念を再生産している同和地区の低位な生活状況を改革しないかぎり精神論だけでは、問題は解決しません。

第四に、社会意識としての差別観念がこの社会に充満しているうえに、更にマスコミ、文化、宗教、教育等を通して差別観念が助長されている今日の条件のもとでは、「寝た子を起すな」ということは、客観的には差別観念が国民全体の間に拡大していくことを容認することになります。「寝た子を起すな」という考え方をきびしく批判し、「正しく起こす」ことが必要なのです。

寝た子を起こす

「部落」「部落」「同和」「同和」というからかえって差別されるのではないか

このような「そっとしておけば、差別はなくなる」という考え方や、部落分散論（かたまって生活しているからかえって差別されるのだから、集団を散らしてしまえば部落差別がなくなるという説）などのまちがった認識が根づよくあります。これが誤りであることの何よりの証拠は、今日なに対する同和地区のひとびとの不満を緩和する目的で部落改善事業を計画し、明治四十年に全国的な部落調査を始めました。

政府が融和政策に乗り出した背景には、つぎのような事情がありました。自由民権運動がいったん退潮したあと、とくに日露戦争前後に地主や資本家に対する反権力的反体制運動が起ってきました。初期の社会主義運動、とくに無政府主義運動が芽ばえてきました。政府は、同和地区の改善運動が融和主義を越えて、これらの無政府主義運動の反体制運動と結びつくのを警戒したのです。

こういう情勢のうちに、政府が同和地区に対して使った用語がこの「特殊部落」という表現でした。このことばは、同和地区が一般の国民とどこか違ったえたいの知れぬ、一般社会とはまともにつきあえない「特殊」な集団であるかのような、言いかえれば、一つには、部落が何か他と違う特別の血筋の卑しいものであるかのようにとらえさせ、二つには、農民や労働者や市民とも違う、まったく異質な集団であるかの印象をまき散らすものでした。それは、労働者や農民にたいし、同和地区といっしょになって反権力的な運動などをすると、世間から同和地区と同類にみなされるのだとることを「隠し通せるならば、死ぬまで隠し通したい」と願って故郷を出て、職場を転々と変えた尼崎差別事件のN君にもみられます。「寝ている子どもは起こすな」では絶対に部落差別はなくならないことを示しています。同和問題を正しく認識し、差別に対して立ち上っていくことこそが、差別をなくする道なのです。このためには、全部の子どもが幼児から十分な正しい同和教育をする必要があるわけです。

第二に、差別観念は単に個人的な偏見やものの考え方によるものだけではなく、社会全般の意識としてあたりまえのように存在しているのです。だから「差別観念は決して寝てはいない」ということです。したがって「寝た子を起すな」ということがもっとも不可能なことなのです。

第三に　差別観念を生み出している実態。同和地区の悪循環、貧困生活が存在するかぎり差別観念を再生産している同和地区の低位な生活状況を改革しないかぎり精神論だけでは、問題は解決しません。

第四に、社会意識としての差別観念がこの社会に充満しているうえに、更にマスコミ、文化、宗教、教育等を通して差別観念が助長されている今日の条件のもとでは、「寝た子を起すな」ということは、客観的には差別観念が国民全体の間に拡大していくことを容認することになります。「寝た子を起すな」という考え方をきびしく批判し、「正しく起こす」ことが必要なのです。

部落分散論は誤り

同和地区はかたまっているから差別されるのではないか

これは、先にもふれました、いわゆる「部落分散論」であります。

これには基本的に大きな誤りがあります。同和地区のひとびとが、自分の生れ育ったところから、なぜ〝逃亡〟しなければならないのでしょうか。なぜ胸を張って生れ故郷が言えないのでしょうか。根源の部落差別を放置して、分散せよというのは本末転倒であります。また、かりに同和地区から出ても「出身地がばれはしないか」と、常に悩まなければならないのが、今日の社会のようすであります。このことについて、次のような事実があります。

Aさん一家は同和地区の出身です。Aさんは小学校を出ると、すぐに働きに出て、筆舌につくしがたい苦労の末〝水商売〟を始めました。これが当って相当な財産ができましたが、金持ちになっても、陰に陽に差別されることには変わりませんでした。そこで、Aさんは数年前に同和地区から出て、阪神の某市の高級住宅街に転居しました。もう、これで安心とひと息ついていたところ、大学を卒業した娘さんが、ある青年と恋愛し、二人は結婚の意志を双方の両親に打ち明けました。青年の親は、娘さんの身元調査をしました。同和地区出身であることがわかり、青年の親や親類が猛烈に反対し、二人はついにかけ落ちをして、現在、大阪に住んでいます。Aさんはつくづくもらしています。「金持ちになって同和地区から抜け出したら差別されへんと思ってたのにこんなことになって……」

この具体的事実は、差別そのものをなくさないかぎり、たとえどこへ〝逃亡〟しても差別は追いかけてくることを物語っています。出身地を隠す必要のない状況は、まだまだ保障されていないのです。更に重要な問題は、経済的要因があります。もし、かりにあなたが自分の住んでいるところから北海道へ行って生活しなさいといわれたらどうされますか。ほとんどの人は「いや、生活できないから」と断わるでしょう。まして、差別によって教育を奪われ、仕事を奪われてきた同和地区のひとびとにとっては、そのことは同和地区以外の人たち以上に困難な問題です。かりに一歩譲って、同和地区から出ていくにしても、経済的要因がそれを不可能にさせています。在日朝鮮人も集団的にかたまって住んでいますが、これも決して偶然ではありません。そうせざるを得ない経済的、社会意識としての差別観念という要因があるわけです。

このように「部落分散論」は、問題の本質はそのままにした、対症療法的な考え方であり、しかも、それすらも経済的、精神的に不可能に近いという現実であります。

差別のものさし

「差別」「差別」といわれますが、部落差別は何を基準にしていうのですか

差別をおしはかる法律、条例、規則というものは何もありません。あるとするならば、日本国憲法に規定されている条文です。しかし、憲法は理想だなんていわれる方があります。恐ろしいことです。憲法の前文および各条文をどう読みとっておられるのでしょうか。「日本国民は、国家の名誉にかけて、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と前文に示されていることから「理想だ」といっておられるのだと思います。しかし「崇高な理想と目的を達成すること」を日本国民は誓っているのですから「侵すことのできない権利」（第十一条）として、ともに大切にしていかなければならないものです。

これでは差別のものさしを説明したことになりません。では、部落差別の規定（ものさし）はどこに求めたらよいのでしょう。それは、内閣総理大臣の諮問機関として設置された同和対策審議会が昭和四十年八月十一日に内閣総理大臣に出した答申書を根拠にすることです。これを、同和対策審議会答申（「同対審答申」と略しています）といいます。この答申の冒頭に、同和問題の本質として「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階級構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」と定義づけをしています。これを受けて、若干、歴史的過程の中で、同和地区および住民が受けてきた差別を述べ、そのよってきたるゆえんを明らかにしています。部落差別を支える歴史的、社会的根拠を、わが国の社会、経済、文化体制にあるとしています。そして、部落差別について「実に部落差別は、半封建的な身分差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に厳存し、多種多様の形で発現する」と、部落差別の現存していることを明らかにしています。更に、部落差別を分類的に、心理的差別と実態的差別に分けることができるとしています。心理的差別について「人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の賤称を表わして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によって交際を拒み、婚約を破棄するなどの行為にあらわれる差別である」としています。更に、実態的差別について「同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職、教育の機会均等が実質的に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保障率、きわだって低い教育文化水準など、同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である」としています。

このように部落差別を規定するなかから、それらをまとめて次のようにいっています。「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば、市民的権利と自由の侵害にほかならない。市民的権利と自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである」と明確にしています。さらに言葉をついで「これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である」と、いい切っています。

これらを基調として、総合的ながらみあいのなかにある部落差別を見抜いていかなければなりません。何でもかんでも差別だといっているのではなく、きわめてその根拠は明らかであるのです。

この「広報あしや」は広報委員さんの

きゅうだん会は学習会

真実を話し合おう

糾弾とはどのようなものですか

きゅうだん会は、部落差別をどうとらえそれが与える影響、すなわち部落差別の実態を明らかにしていく学習会であると思っていただいてよいのです。当然、部落解放同盟の差別のとらえ方（部落解放理論―部落差別の概念規定）によって行なわれますが、それは、五十余年の取組みの中から高い科学的水準と階級的な観点に立ってつくり出されてきたのです。水平社初期の段階では、差別観念は、一般市民の中で、最も遅れた人が封建的観念に災されているものだと個人的意識としてとらえていました。したがって、このようなとらえ方のもとでは、差別者個人に対する徹底した糾弾というかたちで行なわれました。

しかし、今日では、差別は、単に差別者個人の問題ではなく、社会全体のなかの意識として広くゆきわたるように存在しているとしています。したがって、差別観念を社会意識としてとらえる理論を打ち出すことによって、同和地区以外の人はみな差別者だとすることにはあたりません。それは、今日の資本主義社会も封建社会と同様に、階級社会であり、差別社会であり、その限りにおいては、個人は、自分が意識するとしないとにかかわらず、その社会のしくみにしばられて、ちょうど空気を吸うように差別意識をもつようにされていることを明らかにするためなのです。

差別に対する糾弾は、一面では差別に対する法的規制がないもとで、差別者に対する直接的な抗議という側面をもっています。これは、決して報復的、あだうち的なものではありません。

部落解放同盟は、個人の糾弾というかたちをとおして、実はその底にある社会意識と社会体制を糾弾しているということです。そして、差別を社会が必要とする意味、すなわち、差別は、同和地区のひとびとに対して圧迫し搾取することが目的ではなく、労働者および一般勤労者の低賃金、低生活のしずめとしての役割をもたされていることを明らかにし、一般勤労者が同和問題を自分の問題として、ともにこの問題の解決のために闘わなければならないという自覚を生むことを目的としているのです。部落解放同盟は、差別糾弾をとおして、現象から本質への掘り下げを行ない、なぜどんな差別が生れてくるのか、差別とは何かを説明しています。同和地区住民に対しては、差別は、部落民に市民的権利を行政的に不完全にしか保障してこなかった結果であることと、主要な生産関係から差別によって部落民が除外されてきたところに差別の本質があることを解き聞かせ、部落民としての自覚と完全解放への決意を固める学習の場であります。更に、差別者および労働者、一般勤労者に対しては、差別することが、いかに自己の階級的自覚を見失うことになるかということを明らかにして、真の差別者に対する共同の闘いをすることを呼びかけるものです。

同和教育、同和問題などの会合で、へたにしゃべったら糾弾されると聞きますがほんとうでしょうか

どんな会合か、会合の内容がはっきりしませんので、いちがいにはいえません。同和教育、同和問題の研修会であれば、助言者や講師がいると思います。それらのかたがたから発言内容がもし差別性があったり、差別そのものであった場合には、助言の内容できわめて的確に、指摘があり訂正があって、それが、どうして差別発言なのかということを参会者全体で考えていくはずです。それだからこそ研修会ではありませんか。わからないから研修をするのでしょう。したがって、疑問、不信なことはどしどし発言して聞くべきでしょう。問題なのは、公の会合でさも知っていますとばかりに間違った自分の意見をとうとうと述べられると、その発言内容が部落差別であれば、差別として取り上げられることになります。

こう申しますと、うっかりしゃべられないとおっしゃる方がありますが、同和問題の本質を正しく知っていただき、同和教育の本質、理念を学習していただいたなら、どんな場所でも、どんな会合でも堂々と発言できるはずです。うっかりしゃべったら差別だといわれるからという心の底には、同和問題とかかわったらいやだ、かかわりをもったら同和地区の人と間違われるからという差別的な心理が働いているのではないでしょうか。それこそ、差別そのものの考え方だといわざるを得ません。ほんとうに同和問題、同和教育の本質、理念をつかんでいただいたら、じっとしてはいられないのではないでしょうか。

最後につけくわえておきますと、発言者の社会的立場が大きく問題になります。また、その人をとりまく周囲の方たちが問題になります。もう少しくわしく申しますと、ある社会的立場に立っている人の発言で、あの人があいっている、考えていると社会の多くのひとびとから注目されている人の場合は、他への影響、いわゆる部落差別を拡大再生産されるから、それだけ責任が重くなり大きな問題になります。かといって、わたしはそんな立場でないから差別発言をしてもいいといっているのではありません。間違いのないものにしてほしいのです。

要は、同和問題、同和教育が一体何をどうしようとしているのかを早くつかんでいただければ、この問題について、むしろ積極的に発言しなければならないようになるのではないでしょうか。

差別を許さぬ活動を

芦屋市同和教育協議会とは、どのような団体ですか

芦屋市同和教育協議会は、部落差別を解消するために、差別を許さぬ強い意志と実践力をもった人間を育成することを目的とする同和教育を強力に推進する団体です。

芦屋市同和教育協議会（略して「芦同協」といいます）は、昭和三十一年に発足しました。たしかに歴史的には古い経過をもっていますが、その活動内容は、きわめて融和教育そのものでした。融和教育――同和問題の本質を明らかにし、部落差別の実態に立って、その現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育とは全く逆な教育――から芦同協の体質を改めるべく、昭和四十五年に組織を全面的に改めました。それまでの組織は、市教育行政から、市内の主だった学校園、官公庁、社会教育関係団体長をもって委員を委嘱し、その委員によって構成される委員会によって協議する協議体であったのです。したがって、差別の解消に向って実践活動などは全くなく、年一回の総会を開き、記念講演会を開催するという状況でした。現在は、芦同協の会則、活動の趣旨に賛同願って、主体的に加入をしていただいています。主だった加入団体は、市内の公私立の学校園、PTA、社会教育関係団体、労働組合等九十数団体があります。芦同協は、各団体からの選出の理事によって構成された理事会において、活動についての協議をするとともに、各加入団体への活動、研修等を具体的に取組んでいただき、同和教育の理念を実践活動を通して広めていくことを主な活動の目標としています。

芦屋市同和教育協議会
1974年度　活動方針

Ⅰ　はじめに

1974年度の芦屋市同和教育協議会（以下「芦同協」という。）の活動方針を策定するに当りまして、芦屋市の同和教育行政その他関係機関の、同和行政の方針などを把握しておかなければなりません。

1　芦屋市同和教育協議会のおかれている立場

1974年度は、阪神6市1町で組織されております阪神地区同和教育協議会の〝会長〟を「芦同協」が担当します。と同時に兵庫県同和教育協議会の〝副会長〟でもあるわけです。

従来から阪神地区同協における「芦同協」は、かなり主導的活躍をしてきており、ともすれば陥入り易い融和的な発想を「芦同協」の体質と重ねあわせながら点検し、反省し、みずからの組織の変革を要求しつづけてきました。

このような立場にある「芦同協」が、阪神地区同協の指導的立場になるのですから阪神地区各市町同協の注目するところであり、「芦同協」がその期待にこたえるための責務は大きなものがあります。

2　芦屋市の同和教育行政

すべての市民に、すべての教育関係者や機関が、あらゆる機会、あらゆる手段を通じて同和教育を推進し〝地域ぐるみの同和教育の推進〟をはかることが芦屋市の同和教育行政の目ざすところであります。

とくに「社会教育」における「芦同協」との接点での同和教育の推進については「同和教育の理念のてってい」を期すことを重点目標として、あらゆる機会、あらゆる場所で実施するように策定されております。

（1）同和問題の本質・同和教育の理念のてってい
（2）社会教育関係機関での市民啓発の積極的推進
（3）同和教育推進者の養成

などが主なものですが、不離不即の関係で「芦同協」の実践活動に影響を及ぼすものと思われます。

1974年度の「芦同協」の活動は、以上のような情勢の中で的確に進められなければなりません。

Ⅱ　実践活動

1　組織の強化

昨年度の活動報告のなかでもふれましたように、「同和教育」の推進は、単発的な行事を開催することだけが実践活動ではありません。むしろその反対に、継続的・精力的な日常活動こそ大切にしなければならないのです。

社会的普遍的に存在する部落に対する「差別観念」は、根深くわたしたちの意識を形成しており、ともすれば「部落問題」が欠落したまま〝人権〟について語られる危険性を内包しております。

「芦同協」組織内においてこのような誤った同和問題のとらえかたがなされるとなれば大変です。われわれは組織の総力を挙げて正しく同和問題の本質を認識するための相互研修に取り組まなければなりません。

これが「芦同協」実践活動の原点となって組織強化につながるのです。

（1）広報部を編成し、啓発活動に取り組もう。
（2）未加入団体へ加入を呼びかけよう。
（3）芦同協組織を通じて未組織市民に働きかけよう。
（4）ひとりでも多くの市民を組織に加盟させよう。

2　専門部活動を活発に

組織の強化活動で加入団体をふやし、組織の拡充をはかりながら「芦同協」加入団体が早急な同和問題の解決のためになにをなすべきかということを、それぞれの団体・グループ等の命題としてしっかりとらえ、部落の完全解放のために活動を展開していかなければなりません。

それぞれの団体・グループでは、個々の団体によって活動目標が異なり、同じような活動体であってもそれぞれ特異性をもっております。同和教育の推進に当ってはそのことが非常に好都合なわけで、同和対策審議会の答申〈昭40・8・11〉（以下「同対審答申」という。）においても総合的計画的推進の必要性については機会あるごとに述べられており、全体的な総和の効果の重要性を強調しております。

「芦同協」組織内には、学校をはじめとして、いろいろな分野でご活躍いただいている団体・グループ・関係機関がお集りですから、それぞれの専門的立場から審議・検討していただいた問題を「芦同協」という共通の場で検討し、部落の完全解放に向って結集していくことが望ましいのではないかと思います。

（1）教育の機会均等をはかり、学習権を保障しよう。
（2）就職差別・企業内差別の根絶をはかろう。
（3）目的別専門部活動を活発に進展させよう。

3　部落差別の現実に学ぶ

「近代社会における部落差別とは、ひとくちにいえば市民的権利・自由の侵害にほかならない。市民的権利・自由とは職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、住居および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいして完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である」と、部落差別について同対審答申で述べられております。

つづいて、同和問題の解決をはかるには「同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し……生活の安定と地位の向上をはかることが同和問題解決の中心的課題である」といっております。

「部落差別は、単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在する」ことを理解し「そのような認識に立脚しない限り同和問題の根本的解決も期待し難い」と分析しております。

われわれは以上の「同対審答申」の精神をうけて、同和問題の解決のためにどのような活動を進めていくかということを活動方針の中で明らかにしなければなりません。

〝部落差別の現実から学ぶ〟ということは、いいかえれば〝部落解放運動から学ぶ〟ことではないでしょうか。部落の完全解放をめざして運動している部落解放同盟と深く連けいし、かかわりあうなかから具体的に〝部落差別の現実〟を学びとっていくのです。

（1）具体的な差別事象を教材とした学習会・研修会を進めよう。
（2）「部落差別の現実」に学ぶ座談会・研究会を進めよう。
（3）差別事象の確認会・糾弾会に参加しよう。
（4）各種大会・研究集会へ積極的に参加しよう。
（5）狭山差別裁判取り消し要求行動を展開しよう。

4　組織内推進者の養成

同和教育の理念を市民に広く浸透させるためには、「芦同協」に参加している団体の主体的・自主的な諸活動のなかに同和問題を基底とした「差別を許さない」姿勢が定着されなければなりません。

それぞれの団体がみずからの団体活動を通じてまわりの未組織市民に影響をおよぼしていく形が、団体本来の活動形態であろうと思われます。そうした団体活動のなかに基本的人権にかかわる問題で、もっとも深刻で重大な社会問題である「同和問題」が欠如したまま、従来どおりの活動が繰り返されることは疑問であります。

団体の指導的立場にある人は、会員のひとりひとりに同和問題の基本的認識のてっていをはかっていただく必要があります。同和問題の基本的認識を深め、生活と権利を守るための団体活動がどうあるべきかということを、団体内部から問題提起をしていかなければなりません。

このような情勢をしっかり把握したうえで、それぞれの団体の指導的立場にある人は、自己の研さんだけに終ることなく積極的に組織内の「同和教育推進者」を養成していただきたいと思います。

「芦同協」が組織を強化するため「オルグ活動」「芦同協加入の呼びかけ」と併行して「組織内推進者の養成」をめざすのは「同和問題」を市民に浸透させる原点としてとらえているからです。

（1）各団体で自主的計画をたてて、継続的、専門的な学習会を推進しよう。
（2）団体相互間での交換学習会、研修会をしよう。
（3）各団体の学習会・研修会・団体活動に、市民の参加を呼びかけよう。

Ⅲ　推進体制の強化

1　事務局の体制

「芦同協」の事務局を整備することは年来の懸案事項でありました。「芦同協」が組織として実践活動を活発に展開すればするほど能動的に対応する事務局体制が望まれます。

とくに本年度は、さきにもふれましたとおり阪神地区同協の指導的立場として、広域的視野に立った活動が要求されております。強力な推進体制の整備が望まれます。

（1）事務局業務の整備をはかろう。
（2）行政機関・関係機関との連絡調整を密にしよう。

2　一般市民へ同和教育の理念のてっていを

「差別」は、全く非常識な状態で生活の中に入ってきています。ともすれば「差別をする側」にある多くの人びとは、「差別」の非常識さだけに目を向けて、その結果にだけ目を向けて、主観的なとらえかたで事象を判断しようとします。予断や偏見を平気で信じ込む態度がそのことを物語っております。

自分を「差別する側」から「差別しない側」に移行させてみる―意識の変革―自己変革―ことができないあいだは、いつまでも「部落問題」は〝ひとごと〟であって「芦同協」にもお義理で参加〝してやっている〟同和教育も理解して〝やる〟ことに終始しています。

市民の、ひとりでも多くの人が本当に同和教育の理念を認識し「差別をしない」だけでなく「差別を絶対許さない」市民として日常生活を営むようになったとき、はじめて「同和問題」が同対審答申のいう〝国民的課題〟として市民のものとしてとらえられ「同和問題」の早急な解決に結びついていくのだと思います。

そういった面で「芦同協」の存在意義はまことに重大です。ひとりでも多くの市民に、あらゆる機会、あらゆる場をとらえて「同和教育の基本理念」を認識してもらい「差別を絶対許さない市民」を育てていかなければならないのです。

（1）継続的な啓蒙・啓発のてっていを期そう。
（2）資料の集収・配布に取り組もう。
（3）同和行政に関する「制度等」の紹介と解説を通じて、同和問題の認識をはかろう。

芦屋市同和教育協議会規約（抜粋）

（名　　称）
第1条　この会は、芦屋市同和教育協議会と称す。
（目　　的）
第2条　この会は、芦屋市における同和教育の推進を図ることを目的とする。
（事　　業）
第3条　この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。
（1）　同和教育推進のための調査、研究および実践
（2）　各種資料のしゅう集と作成配布
（3）　研究会、講演会等の開催
（4）　関係団体、機関との協力および資料の交換
（5）　その他本会の目的達成に必要な事業
（構　　成）
第4条　この会は、第2条の目的を達成しようとする各種団体、機関等（以下「各種団体等」という）をもって構成する。
（役　　員）
第5条　この会に次の役員をおく。
会長　一名　副会長二名　常任理事　若干名
会計　二名　監　査　二名　理　　事　若干名
（役員の職務）
第6条　役員の職務は次のとおりとする。
（1）　会長は本会を代表し、会務を統括する。
（2）　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
（3）　会計は本会の会計事務を処理する。
（4）　監査は本会の会計を監査する。
（以下省略）

ご奉仕で各ご家庭に届けられています

昭和49年6月20日　第三種郵便物認可　広報芦屋市

7月7日は参議院議員選挙

全国区　地方区

投票はあなたがする政治

政治の主人公は私たち自身です。政治は私たち自身のものであるはずです。よい政治も、悪い政治も私たち自身の手でつくられるものであり、よい政治への協力は、結局、私たち自身のしあわせとなってはねかえってくるものです。したがって私たちが、政治について、どんなに関心を持っても持ちすぎるとはいわないでしょう。わたくしたちの持っている貴重な一票一票を、よく見、よく聞き、よく考えてわたくしたちの代表を選びましょう。

●投票できる人は

▽昭和二十九年七月八日までに生まれた人
▽芦屋市に住んでいる人
▽昭和四十九年三月十二日までに住民票の転入の届出を行い、引き続いて住民基本台帳に登録されている人

なお、昭和四十九年三月十三日以後に他市から芦屋市に転入された人は、本市の選挙人名簿には登録できませんが、以前の住所地で登録を確認のうえ、そこで投票ができます。

六月十日以降にこの届出を済まされた人は、ご不便でしょうが旧住所地で投票してください。

●投票の場所と時間

【時間】
午前七時から、午後七時までの間で、時間ぎれで一票をムダにしないよう早い目に投票しましょう。

【場所】
今回の選挙における投票所は、左に示す図および下の表のとおりです。

投票所を一か所増設しましたので区域も一部変わっています。

通知書の裏面に投票所の地図を記載しておりますので、よくお確かめください。

●投票所へ行けない人は

投票は、投票日にきめられた投票所へ行ってするのが原則です。しかし、やむを得ない事情のため投票日に投票所へ行けない人に不在者投票という特別な制度が設けられています。

【不在者投票のできる人】

1　投票日に投票区域外で職務または業務に従事中の人
2　投票日にやむを得ない用務または事故のため、本市の区域外に旅行中または滞在中である人
3　県選管の指定を受けた病院等に入院中である人。または病気、身体の故障などが原因で投票日に、歩くことが非常に困難になると思われる人

【期間】
六月十四日から七月六日までの午前八時三十分から午後五時

【場所】
本市選挙管理委員会事務室（市役所四階）
市外に旅行中（滞在）の場合は、行先の市区町村の選挙管理委員会でも投票できます

【手続】選挙人が不在者投票の事由に、該当する旨の申請とこれが真実に相違ない事を宣誓のうえ、不在者投票用紙と封筒を本市の選挙管理委員会へ請求してください。

なお、この制度は、特別な措置を定めた制度で、投票より前に投票するため、複雑かつ厳正な手続きを必要とします。くわしくは事務局までお問い合せください。

●だれでもできる投票

からだがご不自由でも、また自分で字を書けない人も、よい政治をつくりあげるために代理投票という制度があります。

この場合、投票管理者は、投票所の事務従事者の中から二人の補助者を選び、一人は代筆を行ない他の一人はこれに立ち合います。

これらの係員は、投票者の秘密を守る義務があります。万一これを侵すようなことがあれば、厳しく処罰されます。秘密は絶対に守られますので、安心して申し出てください。

●候補者を知るために

立会演説会は、兵庫県選出候補者の意見を聞くため選挙管理委員会が開催するもので、参加の申し出をした候補者全員が定められた順序によって演説します。

〝候補者の政策、意見はジックリと聞きましょう〟

投票すべき意中の人をご自分で決定されるために、ぜひ各候補者の政見を同時に聞くことができる立会演説会にご参加をお願いします。

▽六月二十九日（土）午後一時半
▽精道小学校講堂

なお、演説会の順序等については、六月二十三日頃に市内の広報板に周知ポスターを掲示します。

●通知書を送付します

投票所の通知書は、六月二十二日頃までに、有権者のみなさんのお手許にお届けします。

今回の選挙から郵送の方法に変更しました。万一通知書が届かない場合には、事務局までお問い合わせください。

通知書を紛失した場合でも投票所で係員に、その旨を申し出てください。通知書は、投票所で投票する人の確認をスムーズに行なうためのものです。投票日には、必ず持参してください。

●市内転居をした人は

六月九日までに住民票の住所移転の転出を済まされた人は新しい住所地で投票できます。

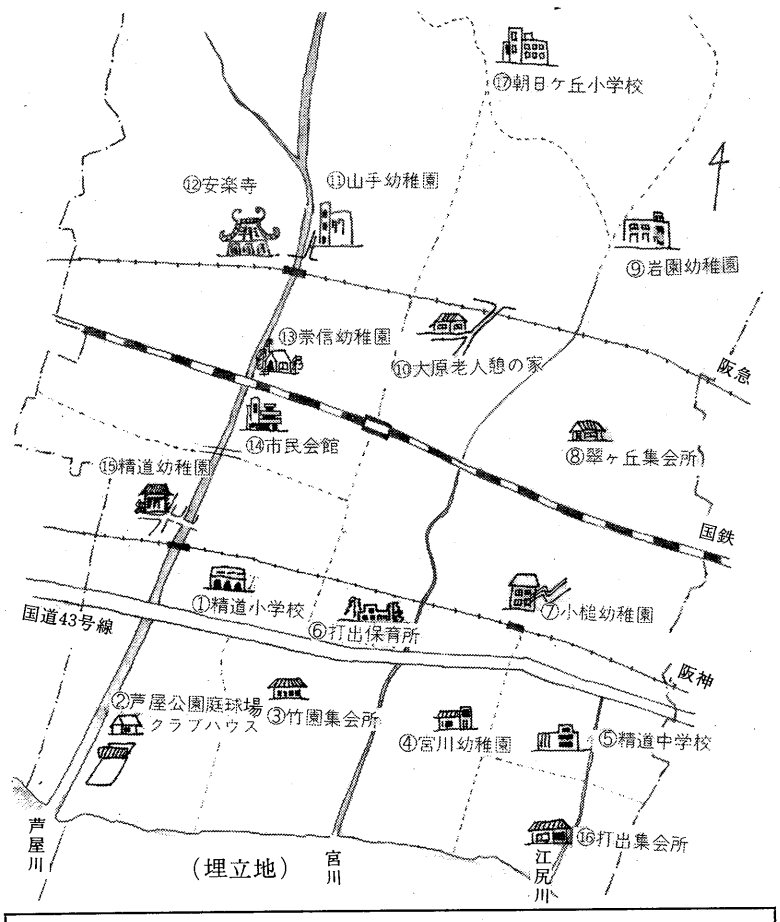

投票所	所在地	投票区	区域（)内は街区
精道小学校	精道町８―25	1	茶屋　公光　大桝　精道
芦屋公園庭球場	松浜町４―４	2	浜芦屋　松浜　平田
竹園集会所	竹園町５―６	3	竹園　呉川　伊勢
宮川幼稚園	浜町１―20	4	浜　西蔵
精道中学校	南宮町９―７	5	打出　大東（１～11）南宮（１～11）
打出保育所	宮川町４―10	6	上宮川　宮塚　若宮　宮川
小槌幼稚園	打出小槌町２	7	楠　打出春日　打出小槌
翠ケ丘集会所	翠ケ丘町９―15	8	翠ケ丘　親王塚
岩園幼稚園	岩園町24―３	9	六麓荘　岩園
大原老人憩の家	大原町23―１	10	東山　大原
山手幼稚園	東芦屋町167	11	奥山　山手　東芦屋
安楽寺	西山町33	12	山芦屋　西山　三條
崇信幼稚園	松ノ内町１―３	13	船戸　松ノ内　月若　西芦屋　三條南
市民会館	業平町８―24	14	業平　前田　清水
精道幼稚園	川西町11―10	15	川西　津知　平田北
打出集会所	南宮町15―９	16	大東（12～18）　南宮（12～18）
朝日ヶ丘小学校	朝日ヶ丘町10―10	17	朝日ヶ丘

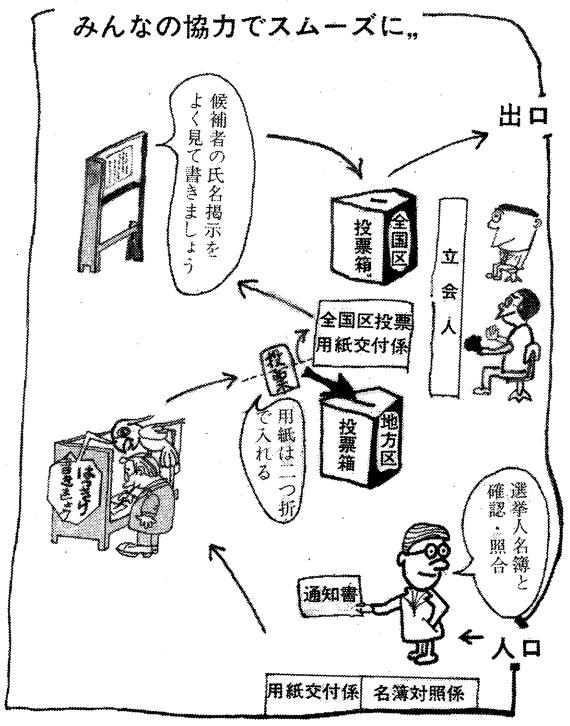

●開票

▽七月八日午前八時から
▽精道小学校講堂

開票の参観は、本市の有権者であれば自由にできます。

●一票が大事な選挙

参議院議員選挙啓発、宣伝のため市内各所へパレードを予定しております。

▽六月三十日（日）
市役所前を午前十一時出発予定
▽主催…芦屋市選挙管理委員会
芦屋市明るい選挙推進協議会
▽内容…芦屋女子学園のバトンガールや音楽隊と仮装行進など

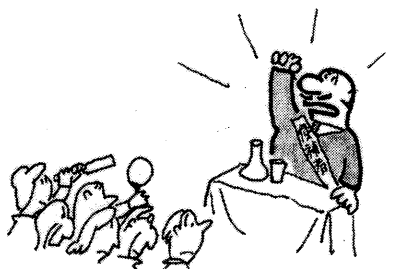

●選挙のお問い合わせは

市選挙管理委員会事務局（市役所4階）電話㉛二二二一まで

こんな投票はムダになります

せっかく投票所まで行かれて投票されてもその一票が無効になってはたいへんです。投票が有効か無効かについては、厳正に点検されて、開票管理者が開票立会人の意見を聞いたうえで決定しますが次のようなときには無効になります。

1　正規の投票用紙を用いていないもの
2　候補者でない者の氏名を書いたもの
3　一枚の投票用紙に二人以上の氏名を書いたもの
4　候補者の氏名のほかに余分のことを書いたもの
5　だれに投票したかわからないもの
6　記号や符号など他のことを書いたもの
7　白紙で投票されたもの

それでは、無効投票をしないために次のようなちょっとした注意をしてください。

▽投票用紙で全国区なのか、地方区なのか、選挙の種類を確認する
▽投票記載台に掲示されている候補者の氏名一覧表で、候補者の名前をもう一度確認する。
▽投票用紙の候補者氏名欄にハッキリとわかりやすく書き、候補者氏名以外の余分なことは書かない。

プール指導員募集

夏期休暇中の市内小学校プールで水泳指導のできる大学生以上の男子を募集。▽期間　七月二十一日～八月二十日▽時間　午前の部・九時三十分～十二時三十分、午後の部・十二時三十分～十五時三十分▽賃金　半日千五百円、全日二千五百円▽人員　若干名▽申し込み　六月二十八日午前九時三十分から市立体育館で受け付け

夏山の夕べ

▽とき　六月三十日（日）午後六時～九時▽ところ　市民会館▽参加費　無料▽内容　山岳フィルムと夏山登山の注意、山行の組みかた、芦屋勤労者山岳会夏山山行へのおさそい。

サークル「たんぽぽ」会員募集

▽対象　原則として市内在住の小学生▽申し込み　市立青少年センター内サークルたんぽぽ（川西町十五―三、電話㉒〇三五八）▽会費　連絡費月五十円、活動費実費▽活動内容　原則として月一回キャンプ、ハイキングなど。

保母試験・講習会

保母試験・講習会の申し込み書は市福祉総務課（電話㉛二二二一内線三〇〇）にあります。お問い合わせも同課まで。

保母試験　筆記八月八日・九日実地八月十八日～二十三日。申し込み締め切りは六月二十八日。

講習会　七月二十五日～八月二日午前九時～午後四時。申し込み締め切りは六月二十九日。

警察官など募集

兵庫県警察本部では、▽警察官（昭和五十年四月一日現在で満十八才以上二十八才未満の男子）と▽婦人交通巡視員（昭和四十九年十月一日現在で満十八才以上二十六才未満の女子）を募集しています。申し込みは、いずれも七月十三日まで。くわしくはもよりの派出所、芦屋警察署（電話㉜〇〇〇一）へ。

燃えないごみの収集予定を一部変更

広報六月五日号でお知らせしました燃えないごみの七月の収集予定のうち、七町の予定を次のとおり変更させていただきますのでご了承願います。▼三条南町・竹園町…七月十六日と三十日▼山手町…七月九日と二十三日▼呉川町…七月十六日と二十三日▼岩園町…七月九日と二十三日▼松ノ内町…七月九日と二十三日▼宮塚町…七月十六日と三十日

芦屋市民プール　7月1日オープン

期間　7月1日～9月10日
時間　（平日）午前10時～午後7時
　　（日曜）午前9時～午後7時

ただし7月1日～15日と7月22日～8月20日に限り、日曜日を除いて正午から開場します。

使用料　おとな（中学生以上）2時間まで　100円
　　こども（小学校6年生まで）2時間まで　50円
超過料金　おとな　1時間増すごとに　50円
　　こども　1時間増すごとに　20円

※なお、当プール付近には駐車場がありません。バスまたは徒歩でおいでください。

水練学校生徒募集

■とき／7月22日～8月20日（日曜と雨の日は除きます）午前8時30分～11時30分■会場／芦屋市民プール■会費／市内在住、在学の人は2,000円、市外の人は3,000円■資格／小学校2年生以上成人まで■定員／1,600人■申込受付場所/市立体育館・青少年センター■申込日/7月5日～6日、午前9時～午後3時。定員になりしだいしめきります。なお市外の人は定員に余裕がある場合に限り7日の午前9時から受け付けます。